

5 災 害 救 助 法 の 適 用

(応 1 - 5 - 1) 災害救助法による救助の基準

令和 5 年度 災害救助基準

令和 6 年 2 月 1 日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 3 4 0 円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 3 4 0 円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6, 775, 000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 2 0 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6, 775, 000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1, 230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害の発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬	10,100		13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該に地域における通常の実費	災害発生の日から3日(72時間)以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	災害によって住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある住家に居住する者	1世帯当たり 50,000円以内 ・ ブルーシート、ロープ、土嚢等緊急措置に必要な資材費 ・ 建設業者、団体等の施工費	災害発生の日から10日以内	被災者に対する緊急の修理に関する相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて緊急の修理に関する制度概要を説明する。					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	<p>1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p>	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり</p> <p>イ ロに掲げる世帯以外の世帯 706,000円以内</p> <p>ロ 半壊（焼）に準ずる程度の損壊を受けた世帯 343,000円以内</p>	<p>災害発生の日から3ヶ月以内</p>	<p>半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊とは、損害割合10%以上20%未満とする。</p>
学用品の給与	<p>住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。</p>	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円</p>	<p>災害発生の日から（教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内</p>	<p>1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>
埋葬	<p>災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給</p>	<p>1体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。</p>
死体の捜索	<p>行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。</p>
死体の処理	<p>災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。</p>	<p>（洗浄、消毒等） 1体当たり3,500円以内</p> <p>（一時保存） ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外： 1体当たり5,500円以内</p> <p>検案、救護班以外は慣行料金</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。</p>
障害物の除去	<p>居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合や住家倒壊のおそれのある場合の雪下ろし等で自力では除去することのできない者</p>	<p>市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,700円以内</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
救助に要した事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金 3 旅費 4 消耗品費 5 燃料費 6 食糧費 7 印刷製本費 8 光熱水費 9 修繕費 10 使用料及び賃借料 11 委託費 12 通信運搬費 13 災害ボランティアセンターに係る費用	応急救助の事務を行うのに必要な経費に限られる。	災害の発生の日から救助の期間内に支出したものに限る	救助費合算額に応じて定められた割合を乗じて得た額の範囲内が国庫負担の対象となり、その範囲内で県が予算措置した額を上限とする。
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(応 1-5-2) 過去の災害救助法の適用状況

令和6年2月1日現在

	災害発生の日 年 月 日	災 害 の 名 称	災害の 種 類	災害救助 法適用の 市町村数	災害救助法適用の市町村名
1	昭22.12.26	姫路市の大火	火災	1市	姫路市
2	23.2.23	城崎郡三椒村の大火	火災	1村	城崎郡(三椒村)
3	5.29	宍粟郡神野村の大火	火災	1村	宍粟郡(神野村)
4	6.14	宍粟郡西谷村の大火	火災	1村	宍粟郡(西谷村)
5	7.21		水害	2村	川辺郡(小浜村・良元村)
6	8.12	神戸市の大火	火災	1市	神戸市
7	9.10	アイオン台風	風水害	1村	川辺郡(長尾村)
8	24.2.20	明石市の大火	火災	1市	明石市
9	9.18	不連続線による豪雨	水害	7町63村	宍粟郡・飾磨郡・神崎郡・揖保郡
10	25.5.27	神戸市玉津の大火	火災	1市	神戸市
11	9.3	ジェーン台風	風水害 ・高潮	11市63町 279村	(県下全域)
12	27.7.10 ~11	梅雨前線による豪雨	水害	1市	尼崎市
13	28.9.25 ~26	台風13号	水害	1市3町 1村	伊丹市・川辺郡(川西町・多田村) ・城崎郡(城崎町)・多紀郡(篠山町)
14	30.11.9	南淡町沼島の大火	火災	1町	南淡町
15	31.1.25	神戸市葺合区の大火	火災	1区	神戸市(葺合区)
16	32.7.18	雷雨による大雨	水害	2村	飾磨郡(花田村・飾東村)
17	34.8.13	台風7号	水害	1市	尼崎市
18	9.26	伊勢湾台風	風水害	1市15町 1村	豊岡市・城崎郡(城崎町・日高町) ・養父郡(八鹿町・養父町)・出石郡 (出石町)・朝来郡(山東町・朝来町 ・和田山町)・美方郡(温泉町・美方 町)・氷上郡(氷上町・春日町・市島 町・青垣町)・多紀郡(篠山町・城東 村)
19	35.8.29	台風16号	風水害	2市1区	神戸市(兵庫区)・西宮市・川西市

	災害発生の 年 月 日	災 害 の 名 称	災害の 種 類	災害救助 法適用の 市町村数	災害救助法適用の市町村名
20	昭36. 6. 24 ～28	梅雨前線による 集 中 豪 雨	水 害	8市2町	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・ 三田市・明石市・加古川市・小野市 ・津名郡（津名町）・三原郡（西淡町）
21	9. 16	第 2 室 戸 台 風	風水害 ・高潮	3市2区 11町	神戸市（東灘区・兵庫区）・西宮市・ 洲本市・津名郡（淡路町・北淡町・ 東浦町・津名町・一宮町・五色町）・ 三原郡（西淡町・南淡町）・飾磨郡（家 島町）・豊岡市・城崎郡（城崎町）・ 美方郡（村岡町）
22	38. 1～2	3 8 年 1 月 豪 雪	雪 害	1市7町	豊岡市・城崎郡（城崎町・香住町・ 竹野町）・美方郡（温泉町・浜坂町・ 村岡町・美方町）
23	38. 5～6	停滞前線による 集 中 豪 雨	水 害	2市6町	姫路市・西脇市・多可郡（中町・加 美町・八千代町・北条町）・神崎郡（ 香寺町・市川町）
24	7. 10 ～11	梅雨前線による 集 中 豪 雨	水 害	3町	佐用郡（佐用町・南光町）・宍粟郡（千 種町）
25	39. 9. 25	台 風 2 0 号	風水害 ・高潮	3市1町	神戸市・西宮市・洲本市・津名郡（東 浦町）
26	40. 9. 10 ～17	台風23号・24号 および秋雨前線 による豪雨	風水害 ・高潮	12市41町	神戸市・三田市・明石市・加古川市 ・高砂市・三木市・小野市・西脇市 ・美囊郡（吉川町）・加東郡（社町・ 東条町・滝野町）・多可郡（中町・加 美町・八千代町・黒田庄町）・加西郡 （加西町・北条町・泉町）・加古郡（稲 美町・播磨町）・印南郡（志方町）・ 姫路市・相生市・飾磨郡（夢前町・ 家島町）・神崎郡（市川町・福崎町・ 香寺町）・豊岡市・城崎郡（城崎町） ・養父郡（養父町）・朝来郡（和田山 町・山東町・朝来町）・氷上郡（氷上 町・青垣町・春日町・山南町・市島 町）・多紀郡（多紀町・丹南町）・洲 本市・津名郡（淡路町・北淡町・東 浦町・津名町・一宮町・五色町）・三 原郡（緑町・三原町・西淡町・南淡 町）
27	41. 7. 1 ～2	梅雨前線による 集 中 豪 雨	水 害	1市	尼崎市
28	42. 7. 9	昭和42年7月豪雨	水 害	8市	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・ 伊丹市・宝塚市・川西市・洲本市

	災害発生の日 年 月 日	災 害 の 名 称	災害の 種 類	災害救助 法適用の 市町村数	災害救助法適用の市町村名
29	昭46. 7. 17 ～18	雷雨による大雨	水 害	1市1町	相生市・揖保郡（御津町）
30	47. 9. 16 ～17	台 風 2 0 号	風水害	1町	城崎郡（城崎町）
31	49. 7. 6 ～7	台 風 8 号 と 梅雨前線による大雨	水 害	1市4町	赤穂市・赤穂郡（上郡町）・揖保郡（新宮町）・飾磨郡（家島町）・津名郡（津名町）
32	9. 8 ～9	台 風 1 8 号 と 前線による大雨	水 害	1市	洲本市
33	51. 3. 8	神戸市葺合区の大火	火 災	1区	神戸市（葺合区）
34	9. 8 ～13	台 風 1 7 号 と 前線による豪雨	水 害	6市15町	姫路市・相生市・龍野市・赤穂市・高砂市・飾磨郡（夢前町・家島町）・神崎郡（香寺町）・揖保郡（新宮町・揖保川町・御津町・太子町）・赤穂郡（上郡町）・佐用郡（佐用町・上月町）・宍粟郡（山崎町・一宮町）・加東郡（社町）・豊岡市・城崎郡（城崎町・日高町）
35	54. 9. 30 ～10. 1	台 風 1 6 号	水 害	1市2町	洲本市・津名郡（五色町）・三原郡（西淡町）
36	56. 4. 27	神戸市中央区の火災	火 災	1区	神戸市（中央区）
37	58. 9. 28 ～29	台 風 1 0 号 と 前線による大雨	風水害	1市3町	西脇市・氷上町（山南町・春日町）・多可郡（黒田庄町）
38	平 2. 9. 1 7	秋雨前線と台風 19号による大雨	水 害	3市3町	姫路市・豊岡市・高砂市・城崎郡（城崎町・香住町）・美方郡（浜坂町）
39	6. 9. 6 ～7	9 . 6 からの 集 中 豪 雨	水 害	1市	伊丹市
40	7. 1. 17	阪神・淡路大震災	地 震	10市10町	神戸市・尼崎市・明石市・西宮市・洲本市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・三木市・川西市・津名郡（津名町・淡路町・北淡町・一宮町・五色町・東浦町）・三原郡（緑町・西淡町・三原町・南淡町）
41	10. 9. 22	台 風 7 号	水 害	1区	神戸市（兵庫区）

	災害発生の 年 月 日	災 害 の 名 称	災害の 種 類	災害救助 法適用の 市町村数	災害救助法適用の市町村名
42	平16. 9. 29	台 風 2 1 号	水 害	2 町	上郡町、上月町
43	16. 10. 20	台 風 2 3 号	水 害	5 市13町	西脇市、小野市、黒田庄町、豊岡市、 養父市、城崎町、日高町、出石町、 但東町、和田山町、氷上町、洲本市、 津名町、津名郡一宮町、五色町、西 淡町、三原町、南淡町
44	21. 8. 9	台 風 9 号	水 害	2 市 1 町	宍粟市、朝来市、佐用町
45	26. 8. 17	平成26年8月16日 か ら の 大 雨	水 害	1 市	丹波市
46	30. 7. 5	平成30年7月豪雨	水 害	9 市 6 町	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、上郡町、 香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可町、 佐用町、養父市、たつの市、市川町、神河 町
47	令5. 8. 15	台 風 7 号	水 害	1 町	香美町

(応1-5-3) 災害救助法適用基準世帯数

市町名	人口	基準		市町名	人口	基準	
		1号	2号			1号	2号
神戸市	1,525,152	150	75	川西市	152,321	100	50
東灘区	213,562	100	50	小野市	47,562	60	30
灘区	136,747	100	50	三田市	109,238	100	50
兵庫区	109,144	100	50	加西市	42,700	60	30
長田区	94,791	80	40	丹波篠山市	39,611	60	30
須磨区	158,719	100	50	養父市	22,129	50	25
垂水区	215,302	100	50	丹波市	61,471	80	40
北区	210,492	100	50	南あわじ市	44,137	60	30
中央区	147,518	100	50	朝来市	28,989	50	25
西区	238,877	100	50	淡路市	41,967	60	30
姫路市	530,495	150	75	宍粟市	34,819	60	30
尼崎市	459,593	150	75	加東市	40,645	60	30
明石市	303,601	150	75	たつの市	74,316	80	40
西宮市	485,587	150	75	猪名川町	29,680	50	25
洲本市	41,236	60	30	多可町	19,261	50	25
芦屋市	93,922	80	40	稲美町	30,268	60	30
伊丹市	198,138	100	50	播磨町	33,604	60	30
相生市	28,355	50	25	市川町	11,231	40	20
豊岡市	77,489	80	40	福崎町	19,377	50	25
加古川市	260,878	100	50	神河町	10,616	40	20
赤穂市	45,892	60	30	太子町	33,477	60	30
西脇市	38,673	60	30	上郡町	13,879	40	20
宝塚市	226,432	100	50	佐用町	15,863	50	25
三木市	75,294	80	40	香美町	16,064	50	25
高砂市	87,722	80	40	新温泉町	13,318	40	20
県計					6,990,154		

(注1) 人口は、令和2年国勢調査による。

(注2) 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊し、又は全焼した世帯は1世帯をもって、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した1の世帯とみなす。

(注3) 2号基準が適用されるのは、兵庫県内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上の場合である。

(注4) 神戸市は救助実施市指定に伴い、神戸市で法適用を判断することとなっている。

